

第4回名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会 議事概要

1. 開催日時：平成28年3月16日（月） 14：00～16：30
2. 開催場所：名古屋合同庁舎第1号館11階 共用大会議室
3. 出席者：出席者名簿のとおり（ただし、豊山町地域公共交通会議 清水委員氏
及び（一社）日本ホテル協会中部支部 阪口事務局長は欠席）
4. 議事概要作成：中部運輸局

〔開会挨拶〕

名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会会長
（名古屋大学大学院環境学研究科 加藤准教授）

名古屋大学の加藤です。今日まで何回も会議があり、今日、地域計画の策定をやりたいわけですが、何とか皆さんにこの計画について「これだったら自分もやれる」と考えて頂けるよう、本来であれば、前回11月の協議会で策定しようと思っていたわけですが、4ヶ月延ばさせて頂いて3月とさせて頂き、会議を追加的にやらさせて頂いた。そう意味では関係の皆様によく見て頂いて、内容を深めるのに貢献して頂き、ありがとうございます。「なぜ、ここまでして、この計画を作らないといけいないのか」改めて、簡単に説明させて頂いて、挨拶に変えさせて頂きたいと思います。

まず、タクシーは2007年の地域公共交通活性化再生法において「地域公共交通である」と謳われている。一般には2009年のタクシー特措法、ここで言われたと勘違いされている方が多いのですが、2007年に既に地域公共交通として位置付けられている。更に、同法では特に市町村皆さんが地域公共交通に主体的に取り組むことを努力義務として書いてある。2007年の法律までタクシーが地域公共交通と思われていなかったし、自治体が公共交通政策に関わることについて法律的に何も定めがなかったのが一変した。それから、9年経っています。その間、タクシーについて色々な問題が起こってきたことから、タクシー特措法が2009年にでき、2014年に改正された。改正された法律に基づいて、この協議会が改組されて、現在に至る。

タクシーが地域公共交通であることについてきちんと自覚して、どういう役割が必要か検討して、自治体や利用者の皆さんも含めて「タクシーをどうしていったらよいか、計画立てて力を合わせてやりましょう」というスキームに法律はなっています。

そのために、どういう議論としなければいけないか、この協議会が法定のものとしてあるのですが、きちんと今の状況を自覚して、何をそれぞれやったらよいか合意できることについては計画として書いていく。

他の所ではないようなことですが、法的なタイトルは「名古屋交通圏タクシー準特定地域計画」という名前ですが「名古屋のタクシー日本一戦略」という名前を付けさせて頂いた。中身的には策定を延期させて頂いたように全員が納得できる、計画の

中では構成員の皆さんが主語、皆さんで合意したというようにきちんと1字1句チェックさせて頂きました。これを読めば「何をやったらよいか」「こんな事ができそう」とやる気になるよう、皆さんにご協力頂いて作った。

目標も掲げていますが、「活性化」をきちんとやる。そのために必要な「適正化」を行う。それから利用者の皆さんにもきちんと「使い方を考えてもらう」ことも願います、3本立てにしました。こういう内容が計画に書かれている。

もし、このあと具体的な計画の中身を見て頂くのですが「計画を策定できる」とすれば、「尾張名古屋はタクシーで持つ」と言われるほどのレベルに押し上げられるか、「法律でなく、自分達で頑張っってこういう計画を作ってやろうと決めました」。ただ、中身はまだ「これから検討する、考える」という段階にある。

今日、新しく構成員に蟹江町、大治町に入って頂きました。これで名古屋交通圏17市町村全て参加して頂いたなかでこの計画を作って「これから、どういうふうに動いていくか」第一歩になったということで「タクシーがあって、よかった」タクシーがあることで名古屋交通圏が住みやすい、魅力的な、海外からもたくさん来て頂けるような地域の基盤として働いていることを目指す第一歩として位置付けられるようなものになっていけばいいと思いますので、今日、皆さんにご議論頂くなかでおいしい所、修正等のご意見は策定までの間は言って頂いて、それを踏まえて策定をしていきたいと考えていますので、ご協力頂けますよう宜しくお願いします。

〔協議会構成員の変更について〕

【事務局】

構成員の変更についてご報告させて頂きます。

本日の構成員（出席者）名簿の方をご覧頂きたいと思います。組織名欄・役職欄及び氏名欄に◎印のある方が今回から新しく協議会に加盟して頂いた皆様。先程、加藤先生からもご披露がありました「蟹江町」「大治町」の参加を頂きました。これで以て、県と名古屋交通圏内17市町村全てに参加頂いたということで、地域と一体となって、これからタクシーの取り組みを進めていく出発点と考えております。

役職欄・氏名欄に○印のある方は人事異動等で変更があった方です。それから、地域住民の代表欄の「なごや消費者団体連合会」高見様におかれましては、高齢であること、後任もご不在なことから「協議会を退会したい」との申し出がございましたので、本日もご報告させて頂きます。

本来ですと、お一人お一人ご紹介するのが本意でございますけれども、時間の都合もございまして、本名簿をもちましてご紹介とさせて頂きます。なお、津島市様におかれましては急遽、ご出席が叶わないということで代理出席頂いておりますので、その旨ご報告させて頂きます。また、名簿の出欠欄に（委任状）の記載がある構成員の皆様からは協議会会長宛の委任状の提出がありましたことをあわせてご報告させて頂きます。

協議会のタクシー事業者の構成員につきましては、本日出席している事業者の他にも、この名簿の裏にタクシー事業者全構成員を記載しております。名古屋タクシー協会の会員事業者87者は全て協議会に加入していること、及び協会未加入の者の協議会への参加はないこと。以上、報告させて頂きます。

また、構成員ではございませんが、議事進行の必要に応じ、国の制度説明にて国土交

通省中部運輸局自動車交通部の諏訪部長、同柴田旅客第二課長にご臨席頂いていることについて御了解をお願いします。

4. 議事概要

(1) 協議会・ワーキンググループ開催状況について（報告）

【加藤会長】

議事は4つありますが、まず1つ目「協議会・ワーキンググループ開催状況について」先程申し上げましたように11月の協議会以降、ワーキンググループをやってきました。その状況について、事務局から資料1の説明をお願いします。

【事務局】

（「資料1」名古屋交通圏準特定地域協議会開催経緯及び「資料2-2」参考資料（当日配布）の関係部分について説明。）

【加藤会長】

いま、「資料2-2」「参考資料」も解説頂いたのですが、これは後で出てくる地域計画「名古屋のタクシー日本一戦略」の参考資料として「今までどういう会議をやってきたか」「どんなアンケートを取って、どんな結果が出てきたか」そのエッセンスを戦略の中に入れたもので、計画の中に入れる程ではないことから、このような形となっている。

「資料1」の方でワーキングを3回やって、更に推敲を重ねたという経緯について、何かご質問ご意見がありましたら伺いたいのですが、何かございますか。宜しいですか。

続きまして、議事(2)「名古屋交通圏タクシー『準特定地域計画』の策定について」「資料2-1・2」を使います。

「資料2-1」は前回の協議会で出てきた「地域計画（素案）」これにご意見を踏まえて加筆削除し、見て頂くとかなりカットされているのが分かります。私も読み返してみると何回も同じ事が書いてある論調が見受けられました。ワーキンググループのご意見、個別の皆さんのご意見を踏まえ、1字1句見ました。内容的には変えておりませんが、読みやすく論理的に修正させて頂き、「資料2-2」ができました。

更に僭越ながら、「資料2-2」の冒頭、私の方で「はじめに」を書かせて頂いた。

「なぜ、この計画を作らないといけないか」「具体的にどういうことを考えたか」先程の挨拶の内容を文書にしたものも加えさせて頂いて、そのあとに皆さんにご議論頂いた計画の内容があるということになります。

「資料2-1」についてはお見せしていますが、かなり変わっていますので、「資料2-2」の方を事務局から説明して頂いて、それについて皆さん「これでいいのか」どうか確認して頂く形で行きたいと思っております。説明をお願いします。

(2) 名古屋交通圏タクシー「準特定地域計画」の策定について

【事務局】

(「資料2-1」名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会「地域計画(素案)」改訂前、「資料2-2」名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会「地域計画(案)」本編(改訂後)について説明。)

【加藤会長】

資料2-2の戦略(案)を一通りご覧頂いたと思います。

では、この内容について、ご意見ご質問があれば伺いますが、どうでしょうか。

追加的な説明を若干しますが、前回もいろいろ議論があったなかで、例えば、自治体の方からワーキングでもかなりやりましたが、要望事項や提案に対していろいろなご意見を頂いて、やはり自治体のなかで認識が深まっていないところについては全て削除させて頂いた、あるいは30ページがそうですが、自治体等が必ずしも認識されていない部分があることについては、これから勉強して行って、皆さんの共通認識が得られるようになれば要望等をしていく。一応、項目出しはしているが、これでやっていくというところまでは、もう一呼吸あると注記させて頂いている。

34ページ以降フォローアップについて、計画は単に書いてあるだけでは駄目で、どのように実行して、あるいは見直しをしていけばよいかを書かなければいけないのですが、ちょうど国の方から指針のようなものが出てきたので、報告を求められそうになった時に自分達のPDCAのやり方があって、また国に報告する様式もあると面倒なので一石二鳥で全部できるようにした方がいいということで摺り合わせができるように、私から見るとおせっかいのようなところも結構あったのですが、あくまでも我々の計画ができていくかどうかを前提に見直しを掛けて、載せて頂いた。

39・40ページは説明もありましたが、自治体の施策を見て頂くだけでもいろいろ出ていますし、横並びで出てきたことも皆さん初めてご覧になったと思うので、これからそれぞれの自治体で考えて頂く時、ここから更に書き足して頂けるよう、次の改訂の時にはもっと字が詰まるようにして頂けるといい。

41ページ以降はそれぞれご提案頂き、施策としては挙げていないが「これからのネタ」として挙げさせて頂いたということで、タクシー会社や組合の皆さんからたくさん提案して頂いたので、そのまま入れさせて頂いた。これは適宜、やれる事はやっていく。

【社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会 橋井常務理事】

「安全・安心」が多く書かれているなか「地域貢献」が書かれていますが、例えば「障がい者をどれだけ雇用しているか」「現在、何名ぐらいて、将来的に何名ぐらいまで増やす」とか、「障がい者施設のものを購入する」というのもあるのですが「今までどのくらい買っているのを今後、どこまで買っていくか」数値的なものが出ないのか。

あと、ドライバーの研修等がいくつか書かれていましたけれども、資料か何かはありませんでしょうか。

私もタクシーをよく乗りますが、モニターの方は「10人に1人、あまりよくない」と書かれていますが、正直言って「もう少し多い」と思っています。視覚障がい者の立

場から見ると「かなりドライバーは悪い」と思っていますし、時々、長距離に乗った時、できるだけ感じのいい運転者に「研修がどうなっているか」を聞きます。そうすると「あまり、やっていない」「入社の際はやる」と言っておられます。ただ、感じの悪い方に聞くと余計、感じが悪くなりますので聞いておりません。そんな状態ですので、それを踏まえて資料等ありましたら、別添か何かで出して頂ければと思います。如何でしょうか。

【事務局】

冒頭にありました「安全・安心」「地域貢献」ですが「障がい者の雇用がどれだけあるのか」については、既にタクシー会社数社で取り組んでいる内容がございます。

こういった事を太線で困った重点項目ではありませんが、協議会のタイミングをみて、調査して、ご報告をしていくことは可能です。また、物品購入も同じと考えています。

ドライバー研修の資料ですが、ここは事業者の方から回答頂きたいと思えます。

【名古屋タクシー協会 天野会長（つばめ自動車(株)代表取締役社長）】

書類の中にも入っておりますけれども「ユニバーサル研修」全国を対象に資格制度といえますか、研修制度がございますので、これを協会全体として取り入れていきたいと思っております。今は一部の会社で「ユニバーサル研修」を実施している状況ですけれども、全事業者・協会で行き届く形を検討させて頂いております。よろしくお願ひします。

【橋井常務理事】

事務局から将来的な対応（について回答が）ありましたが、数値目標はありませんか。ただ、「やる」という言葉をもらっても「目標値」のようなお返しを頂けませんか。

【天野会長】

それは、障がいをお持ちの方の雇用を含めてということですか。それにつきましては法律で一定の位置づけがございますし、タクシー事業者としてもご活躍が頂ける職・分野で積極的に採用していきたいと考えております。目標につきましても、一度、業界全体の障がい者雇用の実態をまとめ、そのうえで目標づくりをさせて頂ければと思います。

それから、物品購入につきましては「どういう事が逆にできるのか」ということを協会事務局の方にお出し頂ければ、理事会を含めて、全事業者に広報を徹底させていきたいと思ひます。

【橋井常務理事】

ありがとうございます。一昨年から「ハート調達法（障害者優先調達推進法／平成25年4月施行）」がございまして、行政関係では障がい福祉の部署の方は分かるのですが、他の部局では障がい施設からの物品調達が少ないものですから、できるだけ広めたいと思っておりますので、関係者の皆様、印刷等は特に一生懸命やっておりますのでご理解のうえご購入頂ければと思ひますので、よろしくお願ひします。

【つばめグループ労組連合協議会 徳山事務局長】

6 ページ「公共交通機関であるタクシーは、それを利用するすべての場面において、利用者の利益の保護及びその利便の増進を図る」と書いてありますが、2007年に公共交通機関に位置付けられましたけれども、タクシー運賃は一定していない。

例えば、名古屋駅から栄まで乗った場合、運賃額に幅がありますが「利用者の利益が保護されている」「健全なサービスが提供されている」と言えますか。

【事務局】

事務局から回答しづらい部分でございまして、国の運賃制度に則ってタクシー運賃が認可されておりますので、大変申し訳ございませんが、運輸局より回答を頂ければと思います。

【国土交通省中部運輸局自動車交通部 柴田旅客第二課長】

今のお話ですが、鉄道・バスにしても適正な距離、時間等に応じた受益者負担を求めていることから、乗った距離、時間等に応じて、タクシーは特に検定を受けたメーター器を使っていますから、利用者にとっては分かりやすい運賃制度でもあることが言えるのではないかと。

「場合によって違う」というのはこういった意味か分かりませんが、例えば渋滞していれば、運賃額も変わってくる。運賃制度については、ある程度の幅を作りながら、適正な原価に基づいた金額を各事業者に選択して頂いて、上限価格が決められているのも利用者の保護のためとなっている制度とご理解頂きたい。

【徳山事務局長】

「利用者の利益の保護」という点では守られていないのではないかと。タクシー運賃はメーター運賃ですが、2007年から公共交通機関となったわけですが、会長はどのようにお考えですか。

【加藤会長】

そもそも、「公共交通だから消費者保護しなければいけない」というのは「ない」と思いますが。別に商売であっても（同じ）。だから、消費者庁というのがある。公共交通機関になったから、どうということは必ずしもないと思います。

そのうえで計画を策定しようとしているが、運賃に関してはこの協議会で上下することはできない。30ページに運賃については弾力化等について書いてあるが、運賃制度について、きちんと見直しをする必要があるれば「見直ししていくべき」ということについて、協議会の皆さんの共通認識を得られたら「要望していきたい」というスタンス。

なので、仰ったことは皆さん聞きましたので、それを踏まえて議論が深まってくれば、そういう話をしていく。よろしいですか。

今も出ましたが、協議会の範囲で計画を作ってやれる話と違い、外側のいろいろな法律や制度の枠組みを破るという話にはできない状況ですが、変えていく必要については、このなかで理解が深まれば、要望や意見を出していきたいというのが30ページの内容。

他の地域計画だと「自分達でやろう」と「自分達でできないので、皆に呼び掛けよう」が判然としていないところが問題だと思いましたので、今回きっちりとさせて頂いた。

逆に、外から見ても「自分達がやるべき事をやらないで、人に言ってばかりいる」と思われたい意味でも計画として筋がたっている。

【全自交愛知地方連合会 服部執行委員長】

労働者として全自治体にお願いですが40ページにありますように、いろいろな補助をして頂いているのですが、労働者の立場として、このように1枚当たりの金額がバラバラ、迎車料金が付いている・付いていないところがあります。ここまで全てを覚えて仕事をする事ができませんので、ぜひとも皆さんのなかでご協力頂いて「一律」にして頂くと、より一層サービスを高めることができると思うので、よろしくお願ひします。

【加藤会長】

これについては事務局からも話があり、そういう文言もあったのですが、自治体の方としてはそれぞれの施策でやっていることなので「横並びにしていくこと」は書けない。

寧ろ、40ページを見ると「いろいろあること」を認識して頂く意味があると考えています。と、いうぐらいでお願いします。「こういう施策では他よりすごい事をやっている」とやりたい所もあるので横並びは考えられない。ただ、運転者にとって17市町村それぞれ、バラバラだと対応できないのはよく分かります。

【協議会副会長 名古屋工業大学大学院工学研究科 鈴木准教授】

このような形で計画、戦略を明確に打ち出し、協議会の皆様で作り上げたものと意識し、よく読んで理解を深めて頂くことが重要と思っています。実際、中身を見て頂いていたと思いますが、更に関係者でお話頂き、活用していくことを考えて進めて頂ければ、次に進める「Do-Check」と進めていくうえでも必要な布石と考えています。

そのうえで25ページ以降、活性化事業の表がありますけれども、それぞれの立場でやれる事、更に同じ項目に対して複数の関係者が入っているもの、連携を進めていくことをできるだけ意識して進めて頂ければと思います。

最後に事業者等から新たにいくつか提案されている事を具体化していくことがここには書ききれない現段階だと思いますが、具体化に向けた検討材料があると理解していますので、うまく活用して頂ければと考えています。

それぞれの立場でよく読んで理解し、活用頂くなかで「更に、タクシーをよくしていくためにどうしたらよいか」常に意識して頂きながら、情報を集めていくこともして頂ければと感じており、そういったものを次の協議会に情報を持ち寄って頂く、あるいは忘れないうちに発信したいということであれば、協議会内で情報共有できる仕組み等、情報を皆さんで早く共有する仕組みも考えながら、よりよいものを作っていける、ここに書いてある以外のものでもお話頂ければ出てくる事もあるので、情報を集めることもできる範囲でやって頂ければと思います。

【加藤会長】

ちょっと分かりやすく書かないといけないのかもしれませんが、この計画は31ペー

ジのところ「平成31年1月26日まで」の計画と位置付けようとしています。

世の中の状況が変わるとか画期的な新しいことが出てきて、早くなることもあり得ますが、31年1月27日以降は改訂するのか、やめるのか、続けるのかということになりますが、今回、数値目標の具体性がないものが多い、殆どそうであるとか、施策の中身もまだまだ十分練られていない。自治体の方も検討時間が短かったので、これからの取り組みが十分出ていない状態。次の改訂までには具体的な中身が出てくるように、皆さんにこの計画を持っておいて頂きたい。冒頭に説明した資料はそのために作ったもので、計画の中身を要約したものとして、まだ十分でないので今後、ブラッシュアップしていきたいと考えていまして、この計画の中身を書いて、1枚紙の中でこの計画の意味が全部分かることようにしていき、皆さんにお持ち頂けるようにしたいと思っています。

例えば、自治体に持って頂ければ、計画や施策を考えられる時に意識頂ける。

タクシー会社が何かやられる時には「『名古屋のタクシー日本一戦略』に基づいて、やります」と言って頂くと、いいと思う。すると、会社の独自の施策だが、協議会の考え方に基づいたものでタクシーを全体として盛り上げるものとして位置付けられる。

【天野会長】

今日はご多忙のなか、たくさんの方にお集まり頂きまして、改めて御礼申し上げます。

いろいろ皆様方のお知恵をお借りしながら、我々タクシー事業者も自発的に必要なことに取り組んでいこうという機運が盛り上がって参りました。

そのなかで、名古屋商工会議所には観光タクシードライバーだけでなく、インバウンドを含め、タクシー事業者がどんな事ができるか、いろいろな取り組みに向けた情報交換・意見交換をさせて頂く部署を確定して頂ければ、ありがたいと思っています。

社会福祉協議会や福祉連合会の皆様につきましても、これからユニバーサルの本格的な研修をしっかりと取り組んでいく方向性が決まっております。いろいろお知恵をお借りしながら、タクシーができることもご検討頂ければ幸いです。

自治体の皆様にはお願いですが、タクシー事業者がどんなことを今、やっているのかご理解頂けると幸いです。そのなかで、それぞれの自治体が「どう活用すれば、住民の満足度を高めることができるか」というような視点でご検討頂きたいと思っておりますし、各自自治体に伺って取り組みを提案し、意見を伺うことも、この協議会をきっかけにご理解を賜りたいと思っておりますし、地域公共交通会議へのタクシー事業者、あるいはタクシー協会事務局の参加をお願いしたいと思っております。

警察の方につきましては防犯や交通事故防止でご意見を頂くこともありますし、これからサミットに対する取り組みについても具体的な内容を頂いておりますので、単にタクシーの安心・安全だけでなく、地域の安心・安全に少しでも役立つような取り組みをさせて頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【名古屋タクシー協会 中三川副会長（名鉄交通(株)顧問）】

これまではこのように皆さんと一緒にあって、タクシーというものを分かりあえる場がなかった。今日ご承認頂ければ、タクシーというものを皆さんとともに語りあえる場がいよいよスタートできると思っています。タクシー全体の問題も含めて、個々の機関の皆さんとも個別に語りあえる場のひとつになると期待しております。この場を我々も

活用させて頂きたいと思ひますし、皆様からのご提言も頂きながら「タクシー日本一」を目指して頑張っていける場になればいいと期待しておりますので、よろしくお願ひします。

【名古屋タクシー協会 石川副会長（朝日タクシー(株)代表取締役会長）】

今日はいろいろなご意見を頂けると思ひておりましたが、橋井様から「タクシーはまだまだ悪い」とお叱りと頂いてしまいました。

タクシーというのは労働集約産業で、お客様と1対1でその都度都度、対峙しなければいけないし、千差万別のドライバーがおります。ただ、お客様も千差万別。それを100%のマッチングは私も教育をやっていて、非常難しい。どこの部分をどの程度までしなくてはいけないか、意見を共有しなければいけないと思ひますし、皆さんご承知のことですが、タクシーは4～9人が座れるテーブル1卓を担当者1名がお守りをしていく商売。そのテーブルを効率よく回さなければ倒産するし、効率よく回しても「1人から1万円を頂く」という商売ができません。

それを皆さんとお知恵を1つにして市民の輸送の足として活用頂けるか、こういう場でお話できるということは非常にありがたいと思ひておりますので、これを取り掛かりにして、タクシー事業者も「どうしたらよいか」一生懸命考へている気持ちも汲んで頂き、助け合うところは助け合いながら市民サービスを高めるお力添えになればいいのが希望ですので、今後ともよろしくお願ひします。

【名古屋近鉄タクシー(株) 木村代表取締役社長】

各地区にある部会長の1人をやらさせて頂いておまして、今回、部会全員から意見を頂きました。最後に付いておりますが、こういう意見が出せたのが非常によかった。

私共の会社は九州から名古屋までいろいろな地域にあり、昨日その会合があつて、各社の報告を聞いていると、これだけの地域協議会ができている所はひとつもありません。

こういう場で地域の皆様と部会・ワーキングをやって、計画が上がってきた。やっていくのは我々ですし、いろいろな意見を言いたいし、言つて頂きたい。それで盛り上がつていけるといふスタートに立てたのは嬉しいと思ひております。何なりと我々も主張させて頂きたいと思ひますし、ご意見も頂いて、名古屋のタクシーが日本一になるよう頑張っていきたいと思ひております。

【加藤会長】

いま仰つて頂いたことに集約されていて、共通の目標がないなかで言い合つていても不毛ですが、「名古屋のタクシー日本一」にして名古屋交通圏を住みやすい、訪れて頂けるようにする（という目標）をもって、そのために「タクシーに何が出来るか」「それぞれに何が出来るか」詰めていくなかで「言うことは言う」「言われることは言われる」であれば、必ず生産的になる。そのための場がこの協議会であつて、どのように論点整理するかがこの計画と考へて頂ければと思ひます。

【名古屋商工会議所 田中企画振興部長】

先程、インバウンド絡みのお話を頂戴しました。皆さんご承知のように空港で申し上

げるならば、中国からの路線が増強されて、たくさんの方がお見えですし、大型のクルーズ船も中国をベースに4千人規模の方が見えられる。これだけ大きな船ですと、名古屋港のガーデン埠頭には着岸ができないということで金城埠頭に入る。そうすると、公共交通機関が少なく、地元としても「おもてなし」という点で課題を抱えている。

こうしたなか、ご承知かと思いますが外国人観光客のリピーターが増えている。訪日外国人調査で申し上げますと、日本を訪れる6割強が2回目以上の来日ということで、多くは台湾、韓国だが台湾の方は8割以上が2回目以上の来日。こういった方は目が肥えてきている。団体旅行が個人旅行に変わって、動きたい所も特別な所を目的・意識を持って、来日をされるということで「バスで一緒に乗っていく」からは方向性が変わっていくのでは。これから先、こういった外国人の「おもてなし」という点でもタクシートの活躍を頂く場が増えると思っています。当地もいろいろ観光客を受け入れることをやっているところ。連携しながら、いろいろなことを取り組んでいければと思っています。

【加藤会長】

皆さんに25～29ページを見て頂きたいのですが、私はこういう計画を策定する時にはいつもお願いしている事がありまして、それぞれ施策が書いてありますが、その中に自分の名前が掲げられていること。

つまり、1個でもこの計画に基づいて自分がやる事があることをお願いしています。商工会議所も27ページに「観光ガイドタクシー…」がありますので、皆さんやる気のないものももし書いてあったら、今言って頂かないとやる事に決定します。実際にやって頂く事もあるし、タクシー会社や皆さんと連携して取り組んで頂く事もある。

24ページの目標(1)②(ウ)「地域・社会を盛り上げる日本一の名古屋のタクシー(経済分野における連携)」とあるが、「(経済・観光…)」にして頂けるといい。「観光」が目標に入っていないので、「観光」は書くよう修正したい。

あと、誤字・脱字もあるので修正させて頂きたい。

【社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 富田理事】

皆さんご存じかもしれませんが、28年4月から「障害者差別解消法」が施行されます。例えば、タクシーに乗った時に障がい者を以て乗車を断るという場合は直接差別になりますので、法律で禁止されます。また「合理的配慮」という難しい概念もありますが、障がい者に対する配慮を4月から求められますので、タクシーだけでなく、全ての事業者が差別をなくす、合理的配慮を求められますので、障がい者に対する差別が解消されるようなサービスの提供への端緒にして頂ければ、ありがたい。こういった視点でこれから仕事することが求められるのではと思いますので、よろしくお願いします。

【加藤会長】

計画に書いた方がいいですか。タイムリーなことだから、入れた方がいいと思います。

【愛知県中警察署交通課 小林係長(代理)】

中署は栄という大きな繁華街がありまして夜間、タクシーが多く見えるのですが、特に問題なのは天津通り、あるいは錦通りの栄・錦三辺りでタクシーが交差点、横断歩道

上での客待ち行為について、こちらも取り締まるのですが、なかなか減らない。

更に、夜になると二重駐車ということで苦情が寄せられる。

せっかく「地域・社会を守る日本一の名古屋のタクシー」というのであれば、こういったところも指導してもらって、苦情が入らないようにしてもらいたい。

【加藤会長】

29ページ「タクシー利用の適正化」でも警察と事業者、道路管理者とも協力してやっというて書いていますが、実質的にしっかりやってみましょう。

前は変な書き方をしていたので、警察も協議会のメンバーですので一緒になってやるものとして書き直させて頂きました。自治体の方は何かありますか。

【名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課 伊藤技師（代理）】

本市は協議会・ワーキングに参加させて頂いて、これまで意見・要望を申し上げさせて頂きましたが、真摯に対応して頂きまして、ありがとうございます。意見については構成員の一員としてよりよい計画になるよう、わたくしどもが主語のつもりで意見も申し上げた次第でございます。計画の内容につきましては分かりやすいものにして頂いたのではないかと考えております。本市については、公共交通のあり方を見直す作業を行っております。この中でタクシーに関する事項につきましても関係の方々にも相談しながら検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【加藤会長】

この協議会までタクシー事業者の皆さんとこういう感じの話をする機会はなかったと思うので、交通政策を考えて頂くうえでタクシーを考えて頂く機会になったと思います。

確認ですが、弥富市、長久手市、東郷町では28年に網計画策定ということですが、目途はつききましたか。（注：弥富市及び長久手市は当日、欠席。）

【東郷町生活部くらし協働課 柘植課長】

今年度、交通網形成計画を策定し終えるところですよ。協会事務局が委員として参画しており、タクシーを公共交通と位置付けております。

ただ、内容につきましては難しく、バスによる人口カバー率が90%以上あります。

その中でタクシーをどう位置付けていくか。ただ、90%以上といっても、いつもバスが走っているわけではないので、そういった中で補完をしていこうという結論になっておりますが、具体的な施策についてはこれから検討していく状況になっている。

高齢者が増加していることから車いす対応に向けて、タクシーの活用も考えている。

【加藤会長】

新しい計画のなかでもタクシーを意識して頂いているということで、39ページ（別添1）には特に何も書いてなく、独自施策ということもないと思いますが、何か記述があれば、追加して頂けるといい。

19ページ（コ）3項目「福祉面においては…」で、更に「障害者差別解消法への対応も必要になっていきます」を入れ付け加えさせて頂く。

そして、27ページにも「P」の次に「Q」として「障害者差別解消法への対応」をタクシー事業者と名身連としたらどうでしょうか。中身はまだ、ないわけですが。

【富田理事】

(発言内容聞き取れず)

【加藤会長】

天野さん、そんな感じで。

【天野会長】

ええ、結構です。

【加藤会長】

あと、お気づきの点があれば伺いますが。

【東海中立労組協議会 安達議長】

タクシー乗務員としては365日24時間を守りたい。公共交通機関に位置付けられています。市バス、地下鉄の休憩時間が認められ、それ以外の時間で働ける。タクシーは休憩時間が認められていない。休憩時間を入れた中で制限が働いている。東京の方で全中立という上部団体で、休憩時間について話をさせて頂いている。

【加藤会長】

24ページ冒頭で「『24時間・いつでも・どこでも』配車及び利用の死守・維持」のうち「死守」は私が拘っている点で、これあってこそタクシー。これができなくなったら、タクシーとしては非常にまずい状態になるということで「死守」したい。その気持ちを具体的にどうやってできるか、運転者にしわ寄せが行ったらしょうがない。

一通り、よろしいですか。運輸局からコメントはありますか。

【国土交通省中部運輸局自動車交通部 諏訪部長】

運輸局としましては、この地域計画が皆様方の議論を経て、これから名古屋のタクシーがよくなるよう計画の実施に向けて、それぞれの役割を果たして頂ければと思います。

【加藤会長】

本来であれば、法律で定められている順序に基づいて目次立てするところ、私はそれが嫌なので、自分なりに分かりやすく変えさせて頂いた。それでも法定事項は全部書いてあると思います。資料2の内容については意見が出尽くしたということで、このあと議事(3)「今後の協議会の予定について(資料3)」について事務局から説明頂いて、そのあと全体について議決というプロセスになります。事務局お願いします。

(3) 今後の協議会の予定について

【事務局】

（「資料3」名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会今後のスケジュール（案）について説明。）

【加藤会長】

要点としては春と秋に協議会を開催して秋は「適正化」、春は「活性化」についてどれくらい頑張れたか、あるいは見直していかないといけないかを議論する。そのためにワーキングは自治体ワーキング、事業者・組合ワーキングがありました。継続させてほしい。

それから、今は「準特定地域協議会」ですが、そもそも「準特定地域」でなくなる、全くなくなるか、あるいは「特定地域」になるかは国次第なので分かりませんが、どういう場合であってもこの計画自体は続けていきたい。続けていくと、一番最後は法律が失効する31年1月までは、この計画を続ける。もちろん、この協議会で「やめる」という決議もできる。「準特定地域」の指定が続く、29年1月までは少なくとも続いていくと考えてほしいという方針でいきたいということですが、この点についてご質問とかございますか。

議事（3）は今後、そのように進めていきたいという方針について聞いて頂いたことと、「資料2-2」の方でご意見を頂いて、「観光」を入れた方がいいと申しあげました。

それから、2点ほどお願いがありまして、「参考資料」として分けてあるうち「4 本戦略における取り組み事例（イメージ）・用語解説」は本論の一番最後に付けて欲しい。本論の中で引用箇所が別冊にあると見にくい。それから、その後ろに「要綱」「名簿」を付けて、ここまでが本文として、そのあとに（項目4が抜けた）「参考資料」がある。

「参考資料」は計画そのものではなく、いままでの経緯や全国のいろいろな取り組みですが、我々の作ったものではないので計画に入れるのはおかしい。

「参考資料」は別冊で付けさせて頂き、「名古屋のタクシー日本一戦略」としては「資料2-2」に「参考資料」の「4 本戦略における取り組み事例（イメージ）・用語解説」と「要綱」「名簿」この部分を計画と考えたい。

更に、進め方は「資料2-2」の33ページ、「資料3」にも同じことが書いてありますが、これで皆さん、いいかどうかを議決したいのですが、議決方法が単純ではないので、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

議決方法の説明の前に確認させて下さい。

目次ページの裏になりますが、Ⅵの次にⅦを起こして資料ということで追加されるイメージで宜しいでしょうか。

【加藤会長】

これは「付録」として。

【事務局】

分かりました。それでは、事前にご案内しました資料の中に、「参考資料 1 本協議会設置要綱」を付けさせて頂いております。

2 ページ第 7 条（議決方法）で決められています。

要綱のスタイルも国の指導に従って、このように作成させて頂いているところですが、「（3）準特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。」という表現となっております。

① は前項（第 7 条（2））になります。

「（2）①と③～⑤の要件を」ということで、

（2）①地方公共団体の方の全てが合意すること、

（2）③についてはタクシーのことですので後程、報告させて頂きたい。

（2）④は労働組合で参加している構成員の方は過半数が合意すること、

（2）⑤は地域住民として参加している構成員の方、本日の名簿がございますが、名簿には「地域住民の代表」ということで商工会議所以下の方々を差すわけですが、これらの方々につきましては過半数。

（2）⑥は「法第 8 条第 2 項に掲げる構成員」につきましては、名簿の下の方の網掛け部分に記載がある部分で、加藤先生以下がこの条項に該当する構成員です。その方々は会長、副会長を含めまして、過半数が合意する内容となっております。

（3）②先程のタクシー関係と同様、後程、説明させて頂きたいと思います。

（3）③協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。これは労働局、警察を指します。

（3）④関係行政機関を除いた法第 8 条第 2 項に掲げる構成員の過半数。

（3）⑤で法第 8 条第 2 項に掲げる者のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

要綱上は、大きくは（構成員カテゴリーによって）「全員の部分」と「過半数の部分」に分かれている内容となっております。

続いて、タクシーの関係についてご説明させていただきます。

タクシーにつきましては（（3）①により準拠する）（2）③と（3）②に議決の方法が書かれています。内容としてはごく簡単に言えば、

（2）③については協議会構成員となっているタクシー車両数ベースで過半数であること、

（3）②については名古屋交通圏全体のタクシー車両数ベースで過半数であることという内容です。

只今、事務局の方から「参考資料 2」をお配りさせて頂きましたが、ここにタクシー事業者の協議会に参加している事業者、また参加していない事業者、それぞれの位置づけのなかで合意の状況について見て頂けるかと思っております。

結論から申し上げますと、一番右下に名古屋交通圏合計で 6,674 両の車両があり、合意があったのは要綱第 7 条（2）③協議会構成員の過半数の部分につきましては 5,616

／6,572両ということで合意があり、成立しています。

（要綱第7条（3）②）名古屋交通圏全体で見た場合、5,616／6,674両ということで合意があり、成立しています。以上です。

【加藤会長】

単純に過半数ではない。簡単に言えば、それぞれのメンバーがいるので、それぞれのメンバーのカテゴリーの中で「過半数」や「全員」と詳しく決められている。

それによって、いろいろな方が入っている会議なので「特定のところでブレーキになったりしない」あるいは「実行性がない計画にならない」よう、このようになっている。

タクシー事業者の合意条件についてはいま、配られた「参考資料2」に書いてあるように短い期間だったので意志表示されていない事業者も含まれているようですが、いずれについても現段階で過半数を超過する台数ベースで合意頂いていることが確認された。

タクシー事業者以外のところは今日来られていない方は委任状を出されていますが、簡単に言うと自治体は全員の賛成、労働組合は過半数、地域住民としての参加者は過半数、法第8条第2項は我々（当日出席者では学識経験者の会長、副会長のみ）は過半数が条件となっています。

【事務局】

（法第8条第2項関係について、）関係行政機関（当日出席者では中警察署）は全て、それ以外は過半数となります。

【加藤会長】

ここまで頑張ってきたのは何なのかというと、過半数とかではなく、できれば皆さん揃って賛成して頂きたかったのが、全員一致というのがありがたいと思っていますが、もちろん強制は致しません、その意味でタクシー事業者の合意は終わっていますので、こちらの（残りの構成員の）皆さんが「これで賛成して頂けるか」について順番に採ってもいいのですが、一括で手を挙げて頂けるといいのですが、ご異論はありませんか。

では、一括で皆さん賛成頂けるかどうか伺いたいのですが、この計画案についてご賛成頂ける方は挙手して頂きたいと思います。では、挙手をお願いします。

【タクシー事業者構成員を除く、構成員の出席者全員が挙手】

ありがとうございます。全員挙がりました。ありがとうございます。

出席された方全員、納得して手を挙げて頂いたと思っていますので、どうもありがとうございます。

では、「資料2-2」プラス（修正）移動させた部分を含めて、これを（仮称）と（案）が付いていますが、あと誤字・脱字がいくつかありますものの内容的に変わるものではありません。（仮称）（案）を取らせて頂くということで、ご了解頂きたいと思います。

以上で、全ての議事は終了しました。事務局にお返しします。

【事務局】

ありがとうございました。

修正事項等頂きました内容につきましては会長、副会長とご相談させて頂いたなかで修正させて頂き、修正事項につきましては新しい本編、議事概要と一緒にお送りさせて頂くよう進めて参りたいと思いますので、宜しくお願いします。

これで閉会とさせて頂きますが、閉会にあたりまして名古屋タクシー協会会長 天野からご挨拶を申し上げます。

【天野会長】

今日は加藤先生をはじめ、たくさんの方にご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、長時間に涉りまして、加藤先生の熱心なお取り組みで、我々タクシー事業者がこの地域でどんな取り組みをやっているか、ご理解を多少頂いたと思っておりますし、また、地域社会により必要とされる交通機関として、タクシーが「いの一番」に皆様方の頭に浮かぶような努力を我々事業者もこれからして参りたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

【事務局】

これにて、本日の協議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

【加藤会長】

私の方からセミナーの開催について資料を配布させて頂いています。

5月16日に名古屋大学で公共交通に関するセミナーをやることで企画していただき、中部運輸局にもご協力を頂いています。

午前中は自治体向けに公共交通政策について、午後は要望を踏まえて、それぞれの地域で公共交通を作っていったかという会議をやるということでは、やっていますので、無料なのでお越し頂きたいと思います。

今日は長い時間ご協議頂き、ありがとうございます。

これから、この計画を持ち歩いて各地で普及に入りたいと思います。

今日はありがとうございました。